

京都西山学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都西山学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条〔*作成例大臣所轄法人第59条第1項〕の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、専務理事、常任理事及びその他の学園を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長、園長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続する。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長、園長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤理事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- (3) 非常勤監事に対しては、年額報酬及び会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- (4) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(役員報酬額)

第4条 常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額、別表1のとおりとする。

2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬日額及び年額等は、別表2のとおりとする。

(常勤理事及び常勤監事の賞与の支給)

第5条 常勤理事及び常勤監事に対する賞与は支給しない。

(評議員の報酬)

第6条 評議員(職員評議員を除く。)に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第7条 退任慰労金は支給しない。

(報酬の支給方法)

第8条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、学園の給与規程を準用する。

2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員(職員評議員を除く。)の報酬は、翌月に支給する。

(交通費及び費用)

第9条 非常勤理事及び評議員(職員評議員を除く。)には理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 学園は、この規程をホームページに公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項関係)

常勤理事及び常勤監事の報酬額

理 事 長	月 額	30 万円 (週 5 日勤務)
	月 額	8 万円 (週 2 日勤務)
専 務 理 事	月 額	8 万円 (週 2 日勤務)
その他の 常 勤 理 事	月 額	4 万円
常 勤 監 事	月 額	4 万円

別表第 2 (第 4 条第 2 項関係)

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非 常 勤 理 事	理事会等に出席その他法人の業務	日額 1 万円、半日 5 千円
非 常 勤 監 事	業務監査、理事会・評議員会に出席 その他法人の業務	日額 1 万円、半日 5 千円 日当以外に、年額 10 万円

別表第 3 (第 6 条関係)

評議員の報酬額

評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席その他の法人業務	日額 1 万円、半日 5 千円
-----------------	------------------	-----------------